



2026年7月17日

各 位

会 社 名 サノヤスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 平 尾 賢 二
(コード番号7022 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員総務部長 田 代 昌 利
電話番号 06-4803-6161

「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部訂正について

2026年6月23日に公表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」について、記載事項の一部に訂正が発生しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の開示後、処分する株式数及び発行総額に誤りがあることが判明しましたので訂正いたします。また、当該事項は法令に基づく公告事項に該当することから、適正な手続を確保するため、当初の払込期日を変更し、改めて所要の手続を実施することといたしました。

2. 訂正の内容（訂正箇所には下線を付しております。）

1. 発行の概要

【訂正前】

(1) 払込期日	<u>2026年7月17日</u>
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>338,708株</u>
(3) 発行価額	1株につき239円
(4) 発行総額	<u>80,951,212円</u>
(5) 割当予定先	当社の取締役(※) 3名 111,801株 ※社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。 当社の執行役員 3名 30,212株 当社子会社の取締役 40名 <u>196,695株</u>

【訂正後】

(1) 払込期日	<u>2026年8月7日</u>
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>338,727株</u>
(3) 発行価額	1株につき239円
(4) 発行総額	<u>80,955,753円</u>
(5) 割当予定先	当社の取締役(※) 3名 111,801株 ※社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。 当社の執行役員 3名 30,212株 当社子会社の取締役 40名 <u>196,714株</u>

2. 処分の目的及び理由

【訂正前】

(前略)

本日開催の取締役会において、2026年6月23日開催の当社第15期定時株主総会から2027年6月開催予定の当社第16期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役3名、当社の執行役員3名及び当社子会社の取締役40名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計80,951,212円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式338,708株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社グループにおける各割当対象者の職責等諸般の事項を総合的に勘案の上で、取締役会の委任に基づき指名・報酬委員会で決定いたしております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

【訂正後】

(前略)

本日開催の取締役会において、2026年6月23日開催の当社第15期定時株主総会から2027年6月開催予定の当社第16期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役3名、当社の執行役員3名及び当社子会社の取締役40名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計80,955,753円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式338,727株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社グループにおける各割当対象者の職責等諸般の事項を総合的に勘案の上で、取締役会の委任に基づき指名・報酬委員会で決定いたしております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

【訂正前】

① 譲渡制限期間

2026年7月17日～2056年7月16日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

(中略)

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役若しくは執行役員又は当社子会社の取締役若しくは監査役のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、2026年7月から割当対象者が当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有

する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

（中略）

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2025年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

（後略）

【訂正後】

① 譲渡制限期間

2026年8月7日～2056年8月6日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

（中略）

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役若しくは執行役員又は当社子会社の取締役若しくは監査役のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、2026年8月から割当対象者が当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

（中略）

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2026年8月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果

1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。) の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

(以下略)

以 上